

船橋市第3子以降学校給食費減免実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市学校給食費に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項第1号の規定に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の要件)

第2条 学校給食費の減免を受けることができる保護者等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 保護者等が子を3人以上扶養しており、その扶養している子のうち、最年長者及び2番目の年長者である者を除いたもの（以下「第3子以降の子」という。）が、本市が設置している中学校又は特別支援学校の中学部で学校給食の提供を受けていること。
- (2) 保護者等が生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けていないこと。

(減免の対象)

第3条 減免の対象となる学校給食費の額は、次条に定める学校給食費の減免を受けることができる期間の始期以後において第3子以降の子が当該年度に喫食する学校給食に係る規則第3条に規定する学校給食費の額とする。

(減免を受けることができる期間)

第4条 保護者等が、学校給食費の減免を受けることができる期間は、減免の要件を満たすこととなった日又は申請年度の4月1日のいずれか遅い日から当該年度の3月末までとする。

(減免の申請)

第5条 減免を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 規則第5条第2項第1号に定める船橋市第3子以降学校給食費減免申請書（第1号様式）
 - (2) 子を扶養していることを証明する書類（健康保険資格確認書の写し等健康保険の被保険者と被扶養者を確認できる書類）
 - (3) その他、教育委員会が特に必要と認める書類
- 2 前項第2号に規定する書類は、船橋市立の中学校及び特別支援学校中学部に在籍している子については提出を要しない。
- 3 当該年度の申請は、当該年度に属する2月末までに行うものとする。

(減免の決定)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して規則第5条第3項に規定する船橋市学校給食費減免決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（減免の要件の変更）

第7条 前条の決定を受けた申請者は、第5条の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、規則第5条第4項に規定する船橋市学校給食費減免状況変更届（第4号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、規則第5条第5項に規定する船橋市学校給食費減免取消決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

（減免の決定の取り消し）

第8条 教育委員会は、規則第5条第5項各号のいずれかにより減免を取り消したときは、取り消した期間の学校給食費に相当する額を請求する。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

2 この要綱による学校給食費の減免に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。